

# 高知くらしの護身術

278

## 貴金属などの訪問購入

### 消費者守る新ルール

(2013年3月12日掲載原稿)

「特定商取引に関する法律」では訪問販売や電話勧誘販売など、消費者トラブルの生じやすい特定の取引を対象に、事業者が守るべきルールとクーリングオフなどの消費者を守るルールを定めています。

この法律が改正され、本年2月21日に「訪問購入」に関する取引のルールが新たに導入、施行されました。これは貴金属などの強引な「押し買い」トラブルに対応したものです。

改正により訪問買い取り業者には、①勧誘の要請をしていない者に対する「飛び込み勧誘」の禁止②勧誘に先立ち、消費者が勧誘を受けることの意味確認の義務付け、断られた後の再勧誘の禁止③契約が成立した場合は契約書面交付の義務付け、などの規制がなされました。

また、消費者には、①契約して8日以内であれば書面により申し込みの撤回や契約解除が違約金などを払うことなくできる、いわゆるクーリングオフの権利②クーリングオフ期間中は商品の引き渡しを拒む権利、などが与えられました。

原則として、すべての物品が規制の対象となりますが、①自動車（二輪を除く）②家電製品類（携行が容易なものを除く）③家具④書籍⑤有価証券（商品券や持参人払式小切手など）⑥レコード、CD、DVD、ゲームソフト類については、対象から除外されていますのでご注意ください。

このルールは本年2月21日以降の取引から適用されます。訪問購入に関する契約トラブルで困っている方は消費生活センターまでご相談ください。